

議案第 1 0 0 号

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第 1 条 四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 18 年四万十町条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 3 当分の間、第 3 条に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

（四万十町分担金徴収条例の一部改正）

第 2 条 四万十町分担金徴収条例（平成 18 年四万十町条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「町税徴収の例により」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 延滞金の額は、納付すべき金額（その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 10 日を経過する日までの期間については 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額とする。ただし、延滞金に 10 円未満の端数があると

き、又は延滞金が 10 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則に次の 1 項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第 7 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

(四万十町介護保険条例の一部改正)

第 3 条 四万十町介護保険条例（平成 18 年四万十町条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第 10 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

(四万十町後期高齢者医療条例の一部改正)

第 4 条 四万十町後期高齢者医療条例（平成 20 年四万十町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 第 3 条 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項

において同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。